

日本におけるプライバシー権 - 発展の経緯と今後 -

武笠 和斗

現在の日本におけるプライバシーは、特に近年、個人情報に関する意識の高まりに伴って、社会的な注目を集めており、一般的にも「プライバシー」という言葉は浸透している。その一方で、プライバシー権を法律や制度として運用していく際には様々な問題が生じている。こうした問題について、各制度や法律を逐一改正すれば良いとの考えもあり得るが、筆者は、こうした種々の問題の根底にあるプライバシー権の理論的基礎を固めない限り、その上に立つ制度や法律に生じた問題の根本的な解決は図ることができないと考えている。

そこで本研究においては、プライバシー権のあるべき姿を明らかにすることを目的として、プライバシーが争点となった11の主要な判例・裁判例、プライバシー権の考え方を背景とする個人情報保護法について検討・考察した上で、近時の問題を含めた考察を行った。

判例・裁判例と個人情報保護法におけるプライバシーに対するアプローチには相違がみられるが、日本では、プライバシー侵害といえ、私的事柄の公開や個人情報の提供であるという考えが多勢を占めると考えられる。しかし、近時の問題や将来の課題を考えていく上で、果たして現行のプライバシー保護に関する議論・認識状況は適切であるといえるだろうか。

自己に関する情報が自分の知らぬ間に公開されたり、第三者に提供されたりするのは、確かに不愉快なことであり、犯罪行為となる場合もあり得る。しかしながら、Cookie等の技術により個人の関心や嗜好といった情報はネットの裏側で分析され、スマートフォンのアプリケーションの中には位置情報を取得した上でサービスを提供してくるものもある。こうした個人情報集積・分析の機会があふれている現状では、もはや公開や提供パターンだけを考えるのでは、アプローチ不足であると言わざるを得ない。

そこで、筆者が必要と考えるのは、個人情報の不正な取得・集積・分析・利用、つまり、情報を取得し、取得した情報をいかに取り扱うかということである。これに関して、一部の裁判例では既に侵害行為として認められているものの、メディアで取り上げられることは少なく、一般的な認識としても定着していない。しかし、筆者は個人情報の不正な取得・集積・分析・利用こそが現在の問題、今後の課題を議論する際に不可欠であると考えている。

上記内容を総合的に踏まえると、日本におけるプライバシー権は、従来の議論のみにとられるのではなく、新たに出現した課題に対して、その範囲を柔軟に解釈していく必要があると考える。

(指導教員 石井夏生利)